

厚生労働省茨城労働局
平成 29 年 7 月 13 日発表

【担当】

茨城労働局 職業安定部
訓練室
室長 益子 寿浩
室長補佐 渡邊 聖子
(直通電話)029-277-8001

報道関係者各位

ひとり親全力サポートキャンペーン 出張ハローワーク！を実施します

— 8 月に臨時相談窓口を県内 28（昨年より 4 地方自治体増）の市役所等に設置します —

茨城労働局（局長 西井裕樹）では、ひとり親の就労支援のため、児童扶養手当受給中の方が地方自治体（市町村）に対して「現況届」を提出する 8 月の時期に合わせ、県内 28 の地方自治体（27 市 1 町）の庁舎内や附属施設内に「ハローワーク臨時相談窓口」を設置し、普段は忙しくてハローワークに出向くことができないひとり親の方の職業相談や職業紹介を実施します。

また、臨時相談窓口の開設のない地方自治体においても、地方自治体とハローワークが連携して実施する就労により自立を希望する方に対する支援措置（「生活保護受給者等就労自立促進事業」）の「案内リーフレット」を配付し、ハローワークの利用促進を図って参ります。

○ ハローワーク臨時相談窓口の設置

平成 29 年 8 月に県内 28 の地方自治体の庁舎内や附属施設内に「ハローワーク臨時相談窓口」を設置し、ハローワークの職員が、「現況届」の提出に訪れた児童扶養手当受給中の方との職業相談や職業紹介、求人情報の提供などを行います（**別紙 1**（水戸市）を参照ください）。

なお、県内 28 の地方自治体における臨時相談窓口の開設日時等については、（**別紙 2**）のとおりです。

○ 児童扶養手当受給中の方へのハローワークにおける就労支援策の案内

臨時相談窓口の開設のない地方自治体においても、児童扶養手当受給中の方の就労支援策として、地方自治体と県内ハローワークが連携して実施している「生活保護受給者等就労自立促進事業」や再就職のためにスキルアップを目指す職業訓練の「案内リーフレット」（**別紙 3**）を「現況届」の提出に地方自治体を訪れた児童扶養手当受給中の方に配付し、就職を希望する児童扶養手当受給中の方に対するハローワークにおける就職支援策の周知を予定しています。

（「生活保護受給者等就労自立促進事業」については、（**別紙 4**）を参照ください。）